

大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市域における行政と民間が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実を図るため、内閣府の定める「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）交付要綱」（以下「交付金要綱」という。）に基づき、内閣府から交付される「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金」を活用し、本市が民間シェルター等へ交付する大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象団体）

第2条 この補助金の交付を受けることができる団体は、当該団体の実施する事業が、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業実施要領（以下「実施要領」という。）第6の第2項(1)から(3)までに規定する順序に従い、内閣府の実施する公募（交付金要綱第3第5項に規定する公募をいう）において同要綱第3第1項に規定する交付対象事業として採択された団体とする。

（補助対象経費及び補助率）

第3条 補助対象経費の種目及び補助率等、詳細については別表1及び別表2のとおりとする。

2 第5条第1項に定める補助金の交付の決定額については、前項に定める補助対象経費（千円未満の端数は切り捨てる）の合計額を基準に決定するが、当該年度の予算の範囲内で、民間シェルター等1か所あたり10,000千円を上限とする。ただし、内閣府の定める「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）公募要領」第10第1項に規定する内閣府の選定審査委員会での評価等を踏まえ、補助対象経費等を精査し、申請された所要事業費から減額することがある。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする第2条に規定する団体は、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付申請書（様式第1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、市長が別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、実施要領第6の第2項(1)に規定する本市公募に応募する際に提出した実施計画書（添付書類を含む）を添付しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付の申請を行った者（以下「交付申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、

理由を付して、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により交付申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから速やかに当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

第6条 交付申請者は、前条第1項の規定による交付決定通知書を受領した場合において、当該通知書の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（交付の時期等）

第7条 市長は、補助事業の完了後、第15条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に、当該補助金の全部又は一部を概算払することができる。この場合において、補助事業者は、第5条第1項に基づき決定された補助金の額の範囲内で市長に請求するものとする。
- 3 市長は、前項後段の規定による請求を受けたときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を支出するものとする。

（補助事業の変更等）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を、あらかじめ市長に対し提出し承認を受けなければならない。

（1）総事業費の20%を超える増減

（2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ補助事業を実施する補助事業者の自由な創意により、より効果的に交付目的の達成に資するものと考えられるとき。

イ 目的及び事業効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。

（事情変更による決定の取消し等）

第9条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

（1）補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第4条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

5 第7条第3項の規定により補助金の全部又は一部を概算払された補助事業者（以下「概算払補助事業者」という。）は、第2項の規定による通知を受けた場合において、取消し又は変更後の補助金の額が既に交付を受けた補助金の額を下回っているときは、通知を受けた日から20日以内に、既に交付を受けた補助金の額から取消し又は変更後の補助金の額を差し引いた額を市長が発行する納付書により戻入しなければならない。

6 概算払補助事業者が前項の規定により戻入する補助金の額は、第3項の規定による補助金の交付がある場合には、当該補助金の額と相殺することができる。

（事業に関する事故等の届出）

第10条 補助事業者は、補助事業に係る民間シェルター等の活動状況を把握し、本補助金の適切な運用を図るとともに、民間シェルター等における不適切な事業実施があった場合、補助事業の遂行が困難となった場合、又は補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合においては、速やかに大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金事故報告書（様式第8号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかに大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金遂行状況報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業等の適正な遂行）

第12条 補助事業者は、補助金について他の用途への使用をしてはならない。

（立入検査等）

第13条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第8条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金実績報告書（様式第10号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、その日から起算して30日以内又は年度の末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 精算書（様式第18号－1及び第18号－2）及び実績報告書（様式第19号－1及び第19号－2）

(2) 収支決算書

(3) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

(4) 事業自己評価チェックシート（様式第20号）

- 3 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額に係る消費税等仕入控除税額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「補助金に係る消費税等仕入控除税額」という。）であって、第 4 条第 1 項の規定による交付申請後に明らかになったもの（第 4 条第 1 項の規定による交付申請において申請額に含まれているものに限る。）については、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 15 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、実績報告書及び前条第 2 項に掲げる書類の審査並びに領収書等根拠資料の現地調査等により、当該実績報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金額確定通知書（様式第 11 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の精算）

- 第 16 条 補助事業者は、第 15 条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金精算書（様式第 13 号）（以下「精算書」という。）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業等が行われている場合又は補助事業等が年度を超えて継続して行われる場合にあっては、年度の末日に作成するものとする。
- 2 補助事業者は、精算書を当該補助事業の完了後 20 日以内に市長に提出しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、あらかじめ提出した収支決算書に精算内容を表記し、かつ、第 5 条第 1 項により通知された金額と第 15 条により通知された金額に相違がないときは、収支決算書を提出したことをもって、精算書を提出したものとみなす。
- 4 市長は、第 1 項の規定による精算書又は前項の収支決算書の内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には補助事業者あて通知しなければならない。
- 5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 20 日以内に、剰余金を市長が発行する納付書により戻入し、又は不足額に係る請求をしなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を支出するものとする。

（補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第 17 条 補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第 12 号）により速やかに市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の

返還を命ずるものとする。

- 3 補助事業者は、前項の規定による命令を受けたときは、命令を受けた日から 20 日以内に、返還金を市長が発行する納付書により戻入しなければならない。

(決定の取消し)

第 18 条 規則第 17 条第 3 項の規定による通知においては、市長は大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付決定取消書（様式第 14 号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

附則

この要綱は、令和 5 年 3 月 24 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 3 月 26 日から施行する。

(別表 1) 補助対象経費の種目及び補助率

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
次の事業を行う場合 ①受入体制整備事業 ②専門的・個別的支援事業 ③切れ目ない総合的支援事業 ④加害者プログラム事業 民間シェルター等 1 か所当たり、年額 1,000 万円 ※ 1 上記金額には、事業管理経費として、①、②、③及び④に係る事業費の 10%以内の金額を含むことができる。 ※ 2 年額 20 万円（事業管理経費を含む。）を下限とする。 ※ 3 本事業により収益（加害者プログラム参加者からの参加費を含む。）が生じた場合は、その収益に相当する額を減額して交付する。	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、謝金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、改修費、設備整備費 等 ※補助金の交付決定前に支出された経費も対象とする。 ※以下の経費は対象とならない。 ➤ 事業実施に直接関連のない経費 ➤ 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費 ➤ 申請書類の作成及び提出にかかる費用 ➤ 補助金に係る消費税等仕入控除税額 ➤ 本事業以外に国、地方公共団体等から財政的支援を受けている取組に係る経費（ただし、本事業部分とその他財政的支援を受けて実施する事業部分の明確な区分がなされ、一体的に実施することで相乗効果が期待される場合は、この限りではない。）	10/10

(別表2) 補助金の交付の対象となる具体的な経費

1 区分	2 対象経費
受入体制整備事業	① メール・SNSの活用や出張相談等により被害者等の状況に応じた柔軟な相談を行うために要する経費 (例) メール・SNS相談及び出張相談等に応じる支援員の人件費(社会保険料等含む。以下同じ。)、交通費、出張旅費、システム整備経費等 ② 母子一体で受け入れる等の多様な被害者等を受け入れるために要する経費 (例) 施設の改修経費、他の適切な居住施設の賃借料等 ③ 安全な相談・支援体制の確保のために要する経費 (例) 感染症対策及び防犯のための需用費・役務費・資機材・備品費等
専門的・個別的支援事業	① 被害者等の特性や課題に応じた専門的・個別的支援を実施するために要する経費 (例) 専門職及び個別的な対応を行う支援員(※原則として専門資格を所持すること)の人件費、報酬、謝金、交通費等 ② 関係機関とのネットワーク構築・連携強化により、総合的・包括的支援を実施するために要する経費 (例) 支援のコーディネート及びスーパーバイズを行う支援員の人件費、報酬、謝金、交通費等 ③ 支援員の相談支援業務の対応力向上や専門性向上を図るために要する経費 (例) 講師等の謝金、旅費、借料(研修会場、同付帯設備・備品)、研修に係る需用費・役務費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費)等
切れ目ない総合的支援事業	① 入所中の被害者や退所した被害者等が、心身を回復し、自立に向けて生活再建を図るために必要な各種プログラムの実施及び交流会等の運営に要する経費 (例) 講師等の謝金、旅費、借料(講習会・交流会場、同付帯設備・備品)、講習会等の実施に係る需用費・役務費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費)等 ② 退所した被害者等に対する行政機関等関係機関への各種相談・手続きに係る同行支援に要する経費 (例) 同行謝金、交通費等 ③ 退所した被害者等への家庭訪問等のアウトリーチによる各種相談・助言及び生活支援を行うために要する経費 (例) アウトリーチ支援を行う支援員の人件費、報酬、謝金、交通費等
加害者プログラム事業	① 加害者プログラムの実施及びファシリテーター等の養成に要する経費 (例) プログラムの実施及びファシリテーター等の養成に係る謝金、旅費、借料(会場、同付帯設備・備品)、需用費・役務費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費)等

(様式第1号)

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金の額 金 円
- (2) 算出の基礎

2 補助事業等の名称、目的及び内容

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 内容

3 補助事業等の開始日及び完了予定日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

4 添付書類

年度 大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金 実施計画書

(様式第2号)

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 _____ 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付要綱第8条第1項（2）に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて通知のあった大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金の交付決定について、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付要綱第6条の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

(様式第6号)

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた
補助事業等について、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付要綱第8条の規
定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金
事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金について、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金事故報告書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金について、下記の事故が発生したので、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告する。

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 交付金事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 交付金事業の遂行及び完了の予定
- 6 添付書類
事故に係る事業について上記の各項目が分かる資料

(提出先) 大 阪 市 長

住 所
(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金の遂行状況について、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1 事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)

	(実施計画) 交付金所要額 (A)	(報告時点出来高) 交付金所要額 (B)	進捗率 (B／A)
金額 (円)	円	円	%

2 事業着手年月日 令和 年 月 日

3 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

4 添付書類

(1) 支給実績内訳書 (円単位、任意様式)

(注) 添付書類については、取組を実施したことを説明し得る関係書類 (パンフレット、チラシ等) を添付すること。また、このほか、交付申請書等の添付資料に変更があつた場合は、当該資料を添付すること。

(様式第 10 号)

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金について、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 事業実施内容

精算書及び実績報告書のとおり

2 交付金精算額

円

3 事業完了年月日 令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 精算書（様式第 18 号－1 及び第 18 号－2）及び実績報告書（様式第 19 号－1 及び第 19 号－2）
- (2) 収支決算書
- (3) 経費の支出を確認できる領収書の写し等
- (4) 事業自己評価チェックシート（様式第 20 号）

(様式第 11 号)

大 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付要綱第 15 条の規定により通知します。

確定金額 金 _____ 円

(様式第 12 号)

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所
(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付要綱第15条の規定による交付金の額の確定額（令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） | 金 | 円 |

(様式第 13 号)

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所
(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金精算書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金について、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付要綱第 16 条の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

1 精算内容	受領額	金	円
	支出額	金	円
	差引剰余（又は不足）額	金	円

2 添付書類
収支決算書

(様式第 14 号)

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付決定取消書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金交付要綱第 18 条の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

年度 大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金 所要額調【新規分】

団体名: _____

※水色着色部分を記載

(単位:円)

事業 番号	事業名	補助対象事業に要 する経費 (A)	寄付金その他 の収入額 (B)	差引額 (C=A-B)	基準額 (D)	補助金算定 基礎額 (E)	補助金所要額 (F)	備 考
①				0		0	0	
②				0		0	0	
③				0		0	0	
④				0		0	0	
⑤				0		0	0	
合計		0	0	0	0	0	0	

(注) 1 A欄には、交付要綱第3条にいう対象経費の実支出額を記入すること。
2 B欄には、寄附金その他の収入額を記入すること。
3 D欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。
4 E欄には、C欄及びD欄を比較して最も少ない金額を記入すること。
5 F欄には、E欄の金額に補助率を乗じた額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
6 行が不足する場合は、行全体をコピーしていただき、「コピーしたセルの挿入」をしてください。

年度 大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金 所要額調 【継続分(前年度に国の交付対象となった取組を継続する場合)】

団体名: _____

※水色着色部分を記載

(単位:円)

事業 番号	事業名	補助対象事業に要 する経費 (A)	寄付金その他 の収入額 (B)	差引額 (C=A-B)	基準額 (D)	補助金算定 基礎額 (E)	補助金所要額 (F)	備 考
①				0		0	0	
②				0		0	0	
③				0		0	0	
④				0		0	0	
⑤				0		0	0	
合計		0	0	0	0	0	0	

(注) 1 A欄には、交付要綱第3条にいう対象経費の実支出額を記入すること。
2 B欄には、寄附金その他の収入額を記入すること。
3 D欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。
4 E欄には、C欄及びD欄を比較して最も少ない金額を記入すること。
5 F欄には、E欄の金額に補助率を乗じた額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
6 行が不足する場合は、行全体をコピーしていただき、「コピーしたセルの挿入」をしてください。

団体名: _____

※水色着色部分を記載

1. 実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日										
2. 地域の実情と課題	(※地域の社会資源、配偶者暴力の被害者等の状況を踏まえた現状把握、分析による、現在の実情と認識している課題について記載してください。これに対し、これまで取り組んできた内容についても記載してください。)										
3. 既存の取組	(※現在、取り組んでいる事業(本交付金の対象でないもの)について記載してください。)										
(※複数ある場合は、行を増やして記載ください。)	事業名	事業概要						他の国庫補助等 (※他の国庫補助等を受けている場合に記載)			
	既存事業①										
	既存事業②										
4. 対象事業	(※「地域の実情と課題」及び「既存の取組」を踏まえ、どのような事業を実施しようとしているのか分かるように記載してください。)										
(※複数ある場合は、行を増やして記載ください。)	新規・継続(プルダウンで選択)	事業名	事業種別 (※①～④で該当するものに「○」)				事業概要	新規性・事業効果 (※「3」で挙げた既存事業との比較による新規性及びこれにより見込まれる効果について、「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)公募要領」第10の3の項目(①効果の発現性、②先進性・新規性、③環境整備、④波及性)を踏まえ記載)	所要額合計 (円) (※数字のみ記載)	連携先 (※申請団体以外に連携している団体がある場合に団体名を記載。)	
			①	②	③	④					
	実施事業①										
実施事業②											
5. 所要額・実施工程	様式第16号－2に記載										
6. 団体名・部署、担当者名、連絡先	電話: _____ e-mail: _____										

団体名: (単位:円)

※水色着色部分を記載

事業 番号	新規・継 続 (プルダウ ンで選 択)	事業名	取組内容 (※各団体における取組内容につ いて、新規性や見込まれる効果を 含め記載)	取組期間 (※「R7.●.●～ R8.●.●」のよう に記載)	所要額合計 (※事業管理経費 10%分含む)	経費内訳 (※事業管理経費10%分含む。事業管理経費が不要な場合は行を削除してください。)															
						賃借料															
例	新規	〇〇事業	～のため、・・・を実施する。	R7.4.1～R8.3.31	237,600	15,000	円	×	12	か月	×	1		×	1		×	1		=	180,000
						1,500	円	×	12	か月	×	2	人	×	1		×	1		=	36,000
						216,000	円	×	10	%										=	21,600
①					2	1		×	1		×	1		×	1		×	1		=	1
						1		×	1		×	1		×	1		×	1		=	1
							円	×	10	%										=	0
②					2	1		×	1		×	1		×	1		×	1		=	1
						1		×	1		×	1		×	1		×	1		=	1
							円	×	10	%										=	0
③					2	1		×	1		×	1		×	1		×	1		=	1
						1		×	1		×	1		×	1		×	1		=	1
							円	×	10	%										=	0
④					2	1		×	1		×	1		×	1		×	1		=	1
						1		×	1		×	1		×	1		×	1		=	1
							円	×	10	%										=	0
⑤					2	1		×	1		×	1		×	1		×	1		=	1
						1		×	1		×	1		×	1		×	1		=	1
							円	×	10	%										=	0

注) 1 「事業番号」、「事業名」、「所要額」は、様式第16号－1の「4. 対象事業」と対応させてください。
2 行が足りない場合は、適宜、行を追加してください。
3 交付要綱第14条第3項に規定する「補助金に係る消費税等仕入控除税額」を減額して申請すること。ただし、申請時において「補助金に係る消費税等仕入控除税額」が明らかでないものについてはこの限りではない。

対象期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

【基本情報】

1. 施設名称			
2. 活動年数		年	
3. スタッフ数	合計	0	人
	常勤スタッフ		人
	非常勤スタッフ		人
	ボランティア		人
	その他		人
4. 定員(人数又は世帯数)		人	世帯
5. 居室数		室	(※シェルターとして利用する居室のみ)
6. 支援対象者			
7. 活動内容			

【実施状況】

8. 利用者(入所者)	(延べ人数)	
合計	0	人
女性		人
男性		人
同伴児童		人

9. 退所者	(延べ人数)	
合計	0	人
女性		人
男性		人
同伴児童		人

10. 平均滞在日数		日
------------	--	---

11. 既存の取組（「様式第16号－1実施計画書3.既存の取組」の再掲）

12. 「大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業」による取組内容

(1) 新規の取組部分

「様式第16号－1実施計画書4. 対象事業」ごとに、該当する取組(①受入体制整備事業、②専門的・個別的支援事業、③切れ目ない総合的支援事業④加害者プログラム事業)について詳しく説明すること。
(※「様式第16号－1実施計画書3.既存の取組」と関連する場合は、既存部分と新規部分を分けて記載すること。)

(2) 上記取組による効果

「様式第16号－1実施計画書4. 対象事業」ごとに、該当する取組(①受入体制整備事業、②専門的・個別的支援事業、③切れ目ない総合的支援事業④加害者プログラム事業)について、定量的な効果(受入れ人数の変化等)及び定性的な効果(支援の充実等)を整理して記載

(定量的)

(定性的)

年度 大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金 精算書【新規分】

※水色着色部分を記載

(単位:円)

事業 番	事業名	交付対象事業に要する 経費 (A)	寄付金その他 の収入額 (B)	差引額 (C=A-B)	基準額 (D)	交付金算定 基礎額 (E)	交付金所要額 (F)	交付金 交付決定額 (G)	交付金 受入済額 (H)	交付金額 (I)	精算額 (J=I-H)	備 考
①				0		0	0			0	0	
②				0		0	0			0	0	
③				0		0	0			0	0	
④				0		0	0			0	0	
⑤				0		0	0			0	0	
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- (注) 1 A欄には、交付要綱第3条にいう対象経費の実支出額を記入すること。
- 2 B欄には、寄付金その他の収入額を記入すること。
- 3 D欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。
- 4 E欄には、C欄及びD欄を比較して最も少ない金額を記入すること。
- 5 F欄には、E欄の金額に補助率を乗じた額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 6 I欄には、F欄及びG欄を比較して少ない金額を記入すること。
- 7 色付きのセル以外は、計算用の関数が入力されています。

年度 大阪市配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金 精算書【継続分】

※水色着色部分を記載

(単位:円)

事業 番	事業名	交付対象事業に要する経費 (A)	寄付金その他 の収入額 (B)	差引額 (C=A-B)	基準額 (D)	交付金算定 基礎額 (E)	交付金所要額 (F)	交付金 交付決定額 (G)	交付金 受入済額 (H)	交付金額 (I)	精算額 (J=I-H)	備 考	備 考
①				0		0	0			0	0		
②				0		0	0			0	0		
③				0		0	0			0	0		
④				0		0	0			0	0		
⑤				0		0	0			0	0		
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

- (注) 1 A欄には、交付要綱第3条にいう対象経費の実支出額を記入すること。
- 2 B欄には、寄付金その他の収入額を記入すること。
- 3 D欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。
- 4 E欄には、C欄及びD欄を比較して最も少ない金額を記入すること。
- 5 F欄には、E欄の金額に補助率を乗じた額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 6 I欄には、F欄及びG欄を比較して少ない金額を記入すること。
- 7 色付きのセル以外は、計算用の関数が入力されています。

※水色着色部分を記載

地方公共団体名：_____

1. 実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日										
2. 地域の実情と課題 （※事業実施前）	(※「実施計画書」において記載した内容を記載してください。)										
3. 対象事業											
	(※複数ある場合は、行を増やして記載ください。)	新規・継続 (プルダウンで選択)	事業名	事業種別 (※①～④で該当するものに「○」)				事業概要	事業効果 (※事業実施により現れた効果について具体的に記載)	所要額合計 (円) (※数字のみ記載)	連携先 (※連携先の民間シェルター等を記載)
				①	②	③	④				
	実施事業①										
実施事業②											
4. 所要額・実施工程	様式第19号－2に記載										
5. 地域全体の効果・影響	(※上記の事業の実施により、事業実施前の状況(「2. 地域の実情と課題」が、どのように改善されたのか等、地域全体における効果・影響について記載してください。)										
6. 今後の課題	(※地方公共団体における公的な取組、地域の社会資源、配偶者暴力の被害者等の状況を踏まえた現状把握、分析による、事業実施を踏まえた課題について記載してください。)										
7. 所属、担当者名、連絡先	電話： _____ e-mail： _____										

注) 添付文書として、対象事業を実施したことが分かる広報物等を添付すること(実施計画時に提出済みの場合は省略可)。

事業所要額・実施工程

※水色着色部分を記載

地方公共団体名

#REF!

(単位:円)

事業 番号	新規・継 続 (プルダウ ンで選 択)	事業名	連携先 (※民間シエ ル ターの団体名を記 載)	取組内容 (※各団体における取組内容を記 載)	取組期間 (※「R5.●.● ～R6.●.●」 のように記載)	所要額合計 (※事業管理経費 10%分含む)	(団体ごと)	経費内訳 (※事業管理経費10%分含む。事業管理経費は、交付決定時の金額に基づき入力。)																			
例	新規	〇〇事業	△△	～のため、・・・を実施する。	R7.4.1～ R8.3.31	856,000	432,000	賃借料	15,000	円	×	12	か月	×	1		×	1		×	1		=	180,000			
								交通費	1,500	円	×	12	か月	×	2	人	×	1		×	1		=	36,000			
								事業管理経費	216,000	円													=	216,000			
			▲▲	～のため、・・・を実施する。	R7.4.1～ R8.3.31		424,000	講師謝金	10,000	円	×	2	時間	×	5	日	×	2	人	×	1		=	200,000			
								交通費	1,000	円	×	12	か月	×	1	人	×	1		×	1		=	12,000			
								事業管理経費	212,000	円													=	212,000			
①					0	0															=	0					
																						=	0				
							事業管理経費		円													=	0				
						0															=	0					
																					=	0					
							事業管理経費		円													=	0				
②					0	0															=	0					
																						=	0				
							事業管理経費		円													=	0				
						0															=	0					
																					=	0					
							事業管理経費		円													=	0				
③					0	0															=	0					
																						=	0				
							事業管理経費		円													=	0				
						0															=	0					
																					=	0					
							事業管理経費		円													=	0				

注) 1 「事業番号」、「事業名」、「連携先」、「所要額」は、様式第19号－1の「3. 対象事業」と対応させてください。

2 行が足りない場合は、適宜、行を追加してください。

事業自己評価チェックシート

事業年度: _____

団体名: _____ 記入者氏名: _____

実施事業名: _____ 記入者の立場: _____

事業区分: _____

各項目について5段階(最高5⇔最低1)で評価してください。

評価項目	効果評価 (最高5－最低1)
1)事業目的の達成 目標としていた効果は得られましたか？	
2)ニーズへの応答 計画段階で把握していたニーズに対し十分応えられましたか？ ・どのようなニーズがありましたか？ ・どのように応えられましたか？	
3)受益者の満足度 この事業の成果として、受益者は満足しましたか？ 受益者からの声(具体例):	
4)事業実施の必要性 この事業の実施により、当該事業の必要性が実感できましたか？ それはどういった時に感じましたか？	